

代理店経営情報

シンニチ 代理店版

戦略の最重要となる

「ナンバー1主義」

一番と二番の知名度の違いに大きな差

前回は、企業間シェアと答えるの思ひまま。競争におけるシェア(市場占有率)のバターンと推移について解説しました。今回は、ランチェスター戦略の3つの結論のうち、二番目の結論である「ナンバー1主義」について解説をしていきます。

この「ナンバー1主義」とは、ランチェスター戦略の最重要となる結論といっても過言ではありません。

ランチェスター戦略でいう「ナンバー1主義」では、一番と二番の違いは、その差が大きい。そして、営業目標のゴールは、2位を圧倒するところまでいかなければならない。この「ナンバー1主義」は、ランチェスター戦略の重要な結論であるといえます。

「ナンバー1主義」は、二番目と高い山は、南アルプスにある「北岳」という山ですが、一番と二番の知名度の違いは、その差が大きい。そして、営業目標のゴールは、2位を圧倒するところまでいかなければならない。この「ナンバー1主義」は、ランチェスター戦略の重要な結論であるといえます。

「ナンバー1主義」は、二番目と高い山は、南アルプスにある「北岳」という山ですが、一番と二番の知名度の違いは、その差が大きい。そして、営業目標のゴールは、2位を圧倒するところまでいかなければならない。この「ナンバー1主義」は、ランチェスター戦略の重要な結論であるといえます。

選ばれる地域No.1 代理店づくり!

～営業戦略編～

セブンスターズコンサルティング株式会社
代表取締役 佐々木 篤史
シニアコンサルタント 平野 芳生

14

ランチェスター販売戦略、情報提供の購買心理学を基にした高度なセールス、営業スキル研修の3つの柱を軸にした代理店経営戦略。営業パートナー向けに「売れ続ける仕組みづくり」の営業強化支援コンサルティングとして活動中。独立行政法人 中小企業基盤整備機構 実務支援アドバイザー、NPO法人ランチェスター協会認定インストラクター、一般社団法人 地域活性化推進機構専任講師、NPO法人 リスマネジャーズコンサルティング協会 シニアコンサルタント、<https://sevenstars-consulting.com/>

小規模でも「ナンバー1」にこだわるのが重要

(図表1)ランチェスター戦略における「ナンバー1」の定義

前提条件	ナンバー1の定義
第一法則適用下 (顧客内の単品商品のシェア、 二者(社)間の競争)	ナンバー1 > 2位×3 (2位のシェアの3倍超のシェア)
第二法則適用下 (上記以外の場合)	ナンバー1 > 2位×√3 (2位のシェアの√3倍超のシェア)

(図表2)「ナンバー1」の利点

利点	解説
1. スケールメリット	市場において「ナンバー1」のシェアを有すると、規模の経済性が実現する。例えば、大量生産・大量販売が可能となる。大量仕入れ等、仕入れ価格の交渉力や調達力がアップし生産コストを低減できる。効率的・効果的に販売し易く、売上拡大や収益確保がしやすくなる。(例) 保険代理店の場合は手数料ポイントに影響等。
2. 価格主導権	「ナンバー1」の市場における価格の主導権を握ることが可能になる。2位以下の企業は常に「ナンバー1」企業の価格帯の変動を注視し、その対応に追われる。(例) 保険代理店の場合は大口団体割引率で優位等。
3. 代名詞効果	人に記憶されやすくなり、口コミ、紹介が増加。バンドエイドやシーチキンなどのように個社の商品名称が同様の商品そのものを意味することになる。(例) 保険代理店の場合はこの地域で保険のことなら〇〇代理店となり、多量目販売や紹介がアップ等。
4. 持続的繁栄	「ナンバー1」企業は収益性も高く業績が良く、特徴もアピールしやすいことから、優秀な人材も採用し易く、良い情報も集まりやすく、一層の発展に向けた投資もしやすい等、持続的な繁栄が実現できる。(例) 優秀な人材の採用ができる等。
5. 理想の実現	上記1～4を踏まえ、会社の経営理念や経営計画など理想とする状態に近づくことができる。

相続放棄した場合の相続分 放棄者の保険金は非課税適用外

知ってトクする 989 税務情報



■放棄者以外の同順位者が均等割り
Q 先日、会社経営者である父が他界しました。父は生前、銀行から多額の借入をしており、確認したところ父の個人財産を少し超えることが判明しました。相続人は、配偶者である母と長男である私、弟を次男の3人です。私は父の事業を継いでいる関係で単純相続しますが、弟は相続を放棄すると言っています。この場合、相続分はどのようになるのでしょうか。なお、父は、母と私、弟を受取人とする生命保険にそれぞれ加入していました。その取扱いも含めてご教示ください。

A 民法では、相続人を保護するために、例えば、相続財産よりも借金の方が多いといった場合には、相続人が相続の開始を知った時から3か月以内に、相続人の地位から離脱するため相続を放棄する(相続放棄)か、または相続するが相続する財産の限度で借金を受け継ぐ(限定承認)かの旨の申述を家庭裁判所にすることを認めています。

ご質問者のケースは、相続人である配偶者、長男、次男のうち、次男が相続放棄を申し出ています。相続放棄に伴う相続分は次のようになります。

◎相続放棄に伴う相続分の変更
(1) 子A、B、Cが共同相続人である場合、Aが相続放棄すると、BとCが共同相続人となり、相続分は各自2分の1ずつとなります。たとえAに子(被相続人の孫)がいても、その子は相続放棄したAに代わって相続(代襲相続)することはできません。
(2) 配偶者と子AおよびBが共同相続人の場合、配偶者が相続放棄すれば、初めから配偶者がいなかったことになり、血族相続人だけが相続することになります。

したがって、子AおよびBが共同相続人になり、相続分は各自

2分の1ずつになります。
(3) 前述の(2)において、子AおよびBのうち、Aが相続放棄した場合、配偶者と子Bが共同相続人になります。その場合の相続分は、配偶者が2分の1、子Bが2分の1となります。
(4) 配偶者と子A、B、Cが共同相続人で、子の全員が相続放棄した場合、子は最初からいなかったものとして、配偶者と次順位の直系尊属(被相続人の父母)が共同相続人となります。
したがって、相続分は配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1(父母共に生存している場合は父母それぞれ6分の1ずつ)となります。

■配偶者以外の同順位者の相続人全員が放棄すると次順位者へ
(5) 配偶者と直系尊属が共同相続人の時、直系尊属の一部の者が相続放棄した場合は、配偶者と相続放棄しない他の直系尊属が共同相続人となりますが、直系尊属の全部の者が放棄すると、次順位の兄弟姉妹と配偶者が共同相続人となります。
相続分は、前者の場合、配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1を相続することになり、後者の場合、配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1を均等に相続することになります。
(6) 配偶者以外の相続人すべて(子、直系尊属、兄弟姉妹)が相続放棄した場合には、配偶者が単独で相続人となり、相続財産の全てを相続することになります。

このように、配偶者が相続を放棄しても相続人の順位は変更しません。しかし、配偶者以外の同順位者の相続人が全員放棄すると次順位の者が相続人となり、それに伴って配偶者の相続分も変更することになります。被相続人の債務が多種で同順位者の相続人全員が相続放棄することにより順位の変更があった場合

は、速やかに次順位者への報告が必要です。
これをご質問者のケースでみますと、(3)にあたり、相続分は配偶者2分の1、長男2分の1となります。

■相続放棄者が取得の保険金も相続税課税
また、被相続人である父は、家族の将来を考え、妻、長男、次男のそれぞれを受取人とする生命保険に加入しています。配偶者と長男は単純承認により相続しており、この2人が受取人となっている保険金については問題ないでしょう。問題は相続放棄した弟が受取人となっている生命保険金ですが、父を契約者(保険料負担者)、被保険者、受取人を家族などとする保険金は、そもそも相続財産に属さない権利で、ただ相続税を課税する上で便宜上相続による取得財産とみなされているだけのものです。したがって、死亡を原因としていても本来の相続財産でないため、相続権を放棄しても権利そのものに影響はありません。また、最高裁においても「保険金は受取人の固有財産」と示していることから、相続放棄に関係なく弟は保険金を受け取ることができます。

ただ、相続放棄したといえども、次男が受け取ることとなる生命保険金の額はみなし相続財産として相続税計算に含めることとなります。その際、生命保険金の非課税財産の計算に当たっては、次男は相続放棄がなかったものとして法定相続人の数に含めることとなります。したがって、ご質問者のケースでの非課税財産額は1500万円(500万円×3人)ということになります。この1500万円を適用できるのは相続人である配偶者と長男が取得した保険金についてであり、次男の保険金には適用はなく、その全額が課税対象となります。